平成２９年（フ）第４０号
大分県国東市安岐町西本875番地
破産者　足立　精治
1　決定年月日　平成30年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
山形県東置賜郡川西町大字下平柳200番地
破産者　鈴木　安正
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１号
山形県南陽市高梨828番地
破産者　松田　　勉
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第５８号
横浜市旭区二俣川２丁目17番地６　パストラルコート103
破産者　小川　道夫
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３８号
神奈川県藤沢市辻堂神台２丁目10番13号　パレス藤沢103
破産者　渡邊　春樹
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５７号
川崎市中原区上小田中１丁目28番６－411号　Ｐｈａｒｏｓ．Ｃｏｕｒｔ
破産者　三原　美希
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８０９号
川崎市宮前区初山１丁目23番９号　ルミエール初山　203、住民票上の住所東京都世田谷区弦巻１丁目50番15号　グラチィオーゾ弦巻Ｂ１
破産者　庄野　　茂
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８１０号
川崎市宮前区初山１丁目23番９号　ルミエール初山　203
破産者　庄野　裕佳
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４９号
川崎市中原区北谷町95番地21　ノースバレー102
破産者　茂川遼太郎
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６４号
川崎市中原区新丸子東３丁目1100番地15　Ｓ1804
破産者　大賀　祥太
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
新潟県燕市五千石4355番地１　アージョ　セレーノ　103号
破産者　高橋　恵美
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第５５号
富山県南砺市城端96番地
破産者　笠本　寛治
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２１７号
金沢市八日市１丁目319番地３　メゾン碧202号
破産者　山下　　亮
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８８号
静岡県磐田市上野部343番地13
破産者　榎本　雅代
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４５７号
静岡県浜松市浜北区平口120番地
破産者　池谷　幸子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５１４号
静岡県磐田市富士見台16番地３えいすうヒルズ103号、前住所静岡県磐田市福田3420番地２レオパレスＴＥＲＡＤＡ165　202号
破産者　山田　　進
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
京都府福知山市土師新町３丁目62番地の４
破産者　大橋　陽一
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第９号
兵庫県小野市下大部町682番地
破産者　橋本　英子
1　決定年月日　平成30年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部